



# 市からの連絡帳

## 税・年金

### 今年度の納期をお知らせします

今年度の市民税・都民税、固定資産税・都市計画税などの納期は、下表のとおりです。納期限を過ぎると延滞金が加算されたり、差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。納期内の納税にご協力ください。お困りの事情がある方は、お気軽にご相談ください。

◆納税には口座振替が便利です。また、当初納税通知書により、コンビニエンスストアやペイジー・クレジットカードを利用した納付ができます。詳しくは、納税課までお問い合わせください。

#### □平成25年度の納期

5月	固定資産税・都市計画税 軽自動車税	1期
6月	市民税・都民税(普通徴収)	1期
7月	固定資産税・都市計画税	2期
8月	市民税・都民税(普通徴収)	2期
10月	市民税・都民税(普通徴収)	3期
12月	固定資産税・都市計画税	3期
1月	市民税・都民税(普通徴収)	4期
2月	固定資産税・都市計画税	4期

※納期限日は各納期月の末日(ただし12月は25日)です。  
※納期限日が土・日曜日、祝日などの金融機関休業日の場合は、翌金融機関営業日に繰り延べます。  
※口座振替は振替開始希望日の45日前までに申し込んでください。  
◆納税課(☎ 042-460-9831)

### 市税・国民健康保険料(税)の休日納付相談窓口

時 5月11日(土)・12日(日)午前9時～午後4時

場 市税…納税課(田無庁舎4階)  
国民健康保険料(税)…保険年金課(田無庁舎2階)

※窓口は田無庁舎のみ

内 市税・国民健康保険料(税)の納付および相談、納付書の再発行など

◆納税課(☎ 042-460-9832)

◆保険年金課(☎ 042-460-9824)

### 住宅耐震工事による固定資産税の減額

昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に耐震改修工事を行い、下記の要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積の120m<sup>2</sup>まで2分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

#### □減額を受けられる要件

①改修工事後3ヶ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する

②平成25年4月1日以降に工事契約をし改修工事をした場合、改修費用が50万円超である

※基準額が変更になりました。平成25年3月31日以前に工事契約をし改修工事をした場合は、従前どおり改修工事が30万円以上で減額の対象になります。ただし工事契約日の確認ができる書類が必要です。

#### □減額される期間

平成25年1月1日～平成27年12月31日に改修完了した場合、翌年度から1年間

#### □必要書類

①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書

②耐震改修工事証明書

③耐震改修工事に要した費用の領収書の写し

④平成25年3月31日以前に工事契約をし、改修工事費用が30万円以上50万円以下の場合、工事契約日の確認ができる書類

◆資産税課(☎ 042-460-9830)

30万円以上(補助金などを除く自己負担額)で減額の対象になります。ただし工事契約日の確認ができる書類が必要です。  
⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋である

#### □減額のための必要書類

①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書

②改修工事の内容などを確認できる書類(工事明細書・現場の写真など)およびバリアフリー改修工事に要した費用の領収書の写し

③納税義務者の方の住民票の写し

④改修住宅にお住まいの方により次のいずれかの書類

(1)居住者が65歳以上の場合は、その方の住民票の写し

(2)居住者が要介護または要支援の場合は、その方の介護保険被保険者証の写し

(3)居住者が障害がある場合は、その方の障害者手帳の写し

⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことを確認できる書類

⑥平成25年3月31日以前に工事契約をし、改修工事費用が30万円以上50万円以下(補助金などを除く自己負担額)の場合、工事契約日の確認ができる書類

#### ♦一定のバリアフリー改修工事とは

廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取り替え工事、床表面の滑り止め化

◆資産税課(☎ 042-460-9830)

## 「本庁舎整備基礎調査報告書」を作成しました

♦企画政策課(☎ 042-460-9800)

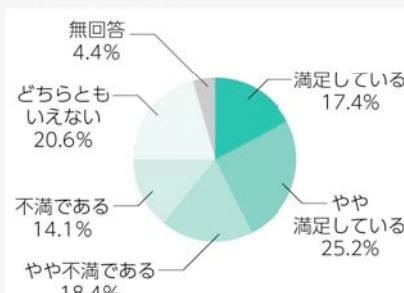
公共施設の適正配置に関する取り組みの一環として、本庁舎の統合整備に向けた検討を行っています。

平成25年度を目標年度としている「庁舎統合方針」の決定に向けた基礎調査として、必要な情報を収集し論点整理を進めてきました。併せて2庁舎体制に関する市民の意向などを把握したうえで、本庁舎の機能や規模に関する基本的な考え方や整備手順などについて複数の方策を想定し、メリット・デメリットの検討を行い、本庁舎整備基礎調査報告書を作成しました。その概要は次のとおりです。



### 1 市民意識調査の結果

平成24年5月に実施した市民意識調査では、2庁舎体制に対して約4割の市民が満足し、約3割の市民が不満を感じています。



### 2 庁舎体制に伴う財政負担

2庁舎体制を統合庁舎である場合と比較すると、1年間で約1億2,500万円の財政負担となります。

項目	財政負担(年額)
重複配置人件費	約8,500万円
市民サービス経費	約2,000万円
庁舎間移動人件費	約1,300万円
庁舎間連絡バス経費	約700万円
財政負担合計	約1億2,500万円

### 3 庁舎規模の試算

統合庁舎の規模は次の4つの算定方法を用いて必要な面積を試算し、おおむね2万m<sup>2</sup>としました。

①総務省の旧基準に基づく算定	約1万9,300m <sup>2</sup>
②国土交通省の基準に基づく算定	約1万5,800m <sup>2</sup>
③他市事例に基づく算定(職員)	約1万8,500m <sup>2</sup>
他市事例に基づく算定(人口)	約2万m <sup>2</sup>
④現在の庁舎規模との比較	約2万800m <sup>2</sup>
統合庁舎の想定規模	約2万m <sup>2</sup>

### 4 整備方策の検討

庁舎統合の検討パターンは、I：田無庁舎統合案 II：保谷庁舎統合案 III：新たな用地統合案を想定し、4つの整備方策を設定しました。

検討パターン	整備方策
I：田無庁舎統合案	A：市民広場に整備
	B：図書館、公民館敷地を活用して整備
II：保谷庁舎統合案	C：保谷庁舎敷地に新たに整備
III：新たな用地統合案	D：新たな用地に統合庁舎を整備

### 5 整備方策の比較検討

各整備方策のメリットとデメリット、事業費試算をもとに、7つの視点で比較検討を行いました。

	整備方策 I-A	整備方策 I-B	整備方策 II-C	整備方策 III-D
交通利便性	◎	◎	○	△
市民サービス	○	◎	◎	○
庁舎機能	△	△	○	○
周辺施設	△	△	○	○
コスト	◎	○	△	△
跡地活用	○	○	○	○
将来課題	△	△	△	△

### 6 事業費の想定

整備方策ごとに概算事業費を試算するとともに、跡地活用などによる用地売却収入などを含め、歳出および歳入のトータル収支を試算しました。

	整備方策 I-A	整備方策 I-B	整備方策 II-C	整備方策 III-D	
				用地取得なし	用地取得あり
事業費	約72.7億円	約72.3億円	約96.1億円	約104.3億円	約134.3億円
財源内訳	約72.7億円	約72.3億円	約96.1億円	約104.3億円	約134.3億円
地方債(75%)	約43.4億円	約43.1億円	約69.3億円	約75.2億円	約75.2億円
一般財源	約29.3億円	約29.2億円	約26.8億円	約29.1億円	約59.1億円
売却収入等	約12.2億円	約12.2億円	約26.2億円	約38.4億円	約38.4億円
トータル収支	約60.5億円	約60.1億円	約69.9億円	約65.9億円	約95.9億円

♦報告書は、市HPおよび情報公開コーナー(両庁舎1階)で閲覧できます。